

昨年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を防止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました。

そのため、本年2月1日から、ガソリンを携行缶で購入する際は、運転免許証その他本人確認を行うことができる書類の提示と、使用目的を確認されることとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年  
2/1施行

## ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)  
② **使用目的の確認** を行うとともに、  
**販売記録を作成することが義務付けられています。**



**⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠**

灯油用ポリ容器 **×** ガソリン携行缶

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

**! 噴出注意!**  
★周囲の安全を確認  
★フタを開ける前に  
①エンジン停止  
②エア抜きをする  
★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

**皆様のご理解とご協力をお願いいたします**

全石連 石油連盟 全農 消防庁

本改正に関する詳しい情報は  
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>



詳しくは、総務省消防庁のホームページでご確認ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>